

平成23年2月1日

警察庁交通局長

石井 隆之 殿

普通自動車免許に係る要件緩和に関する要望書

－中型自動車免許制度関係の要件見直し－

社団法人 全日本トラック協会

会 長 中 西 英一郎

平素は、当業界の業務に対して格別のご指導・ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年6月の道路交通法の一部を改正する法律の施行により、「中型自動車免許」制度が創設され今日に至っているところであります。

しかしながら、近年の少子・高齢化社会の状況を反映し、特に若年の当業界への新規運転者採用がままならない状態が続いております。せっかく当業界に就職を希望される方がいても、中型免許制度の導入により、直ちに運転業務に従事することができないため、採用できない事態も生じております。当業界はご承知のとおり、経営が厳しい中小企業が圧倒的に多いため、中型免許取得までの間、運転業務以外の業務に従事させる余裕もありません。このままの状況が続けば、高齢の運転者が大量に退職時期を迎えるなか、現在の輸送力の確保に支障をきたす状況も予想されます。

また、法律改正時には、普通免許で運転できる貨物自動車の積載量2トン未満クラスの車両総重量は概ね5トン未満に収まっておりましたが、近年の安全対策、環境対策の強化に加えて、輸送品質の確保、労働条件の改善に資する設備等の導入により車両重量の増加が著しく、普通免許で運転できる車両が少なくなってきており、一層、若年労働者の就業範囲を狭くしております。

これらの問題解決には、「普通自動車免許」の適用要件のうち車両総重量に関する要件の緩和を行い、普通免許で運転が可能となる範囲の見直しが是非とも必要であります。

つきましては、下記事項について要望いたしますので、何卒よろしく願い申し上げます。

記

1. 普通自動車運転免許の自動車の種類に係る適用要件を、車両総重量6.5トン未満（現行5トン未満）までとさせていただくこと。

以上